

長岡京市民間賃貸住宅家賃補助交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅に困窮する者の居住の安定を確保するため、市内の民間賃貸住宅に現に入居している者に対し、その家賃の一部を助成することについて、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げる用語については当該各号に定めるところによるほか、長岡京市営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成9年長岡京市条例第17号。以下「条例」という。）の例による。

- (1) 民間賃貸住宅 長岡京市内に所在する賃貸住宅（公営住宅、公的賃貸住宅及び社宅、寮等の給与住宅を除く。）をいう。
- (2) 家賃 賃貸借契約書に定められた賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料を除く。）をいう。

(家賃補助の申込資格)

第3条 この要綱における補助対象となる者は、1年以上長岡京市に居住し、かつ、民間賃貸住宅に入居している者で、次に掲げる要件を全て備えるものをいう。

- (1) 入居者（以下「補助対象者」という。）及び同居者の収入基準は、条例第6条第1項第2号に規定する金額を超えないこと。
- (2) 住宅狭小等で、現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 補助対象者及び同居する全ての者が市税等を完納していること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けていないこと。
- (5) 補助対象者及び同居する全ての者が、会社又は事業者から住宅に係る手当（以下「住宅手当」という。）として月額16,500円（家賃が16,500円未満の場合にあっては、当該家賃の額）以上を受けていないこと。
- (6) 補助対象者及び同居する全ての者が生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金を受けていないこと。
- (7) 現に同居し、又は同居する親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）がいること。ただし、条例別表第2に定める者は、単身者による申込みを可能とする。
- (8) 補助対象者又は同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(家賃補助の申込み)

第4条 補助対象者は、民間賃貸住宅家賃補助資格及び補助申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない

い。

- (1) 現在入居している民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
 - (2) 補助対象者及び同居する全ての者が記載された住民票
 - (3) 補助対象者及び同居する全ての者で、所得のあった者の前年中の収入が分かる書類（以下「所得証明書」という。）
 - (4) 補助対象者及び同居する全ての者の市税等の完納証明書
 - (5) その他市長が申込みに必要と認める書類
- （家賃補助資格決定者の決定）

第5条 市長は、前条による書類を審査し、その結果に基づき民間賃貸住宅の家賃補助の資格を得た者（以下「家賃補助資格決定者」という。）に対し、民間賃貸住宅家賃補助資格決定・変更通知書（別記様式第2号。以下「家賃補助資格決定通知書」という。）により通知するものとする。ただし、次年度以降は資格の確認を行う。

- 2 補助の申込みをした者の数が、募集する戸数に満たない場合は、募集戸数に達するまで随時募集し、募集戸数を超える場合は公開抽選により決定する。
- 3 前項において募集戸数を超える場合については、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていない者を最優先として決定した後に、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けた回数がより少ない者から優先して決定するものとする。
- 4 民間賃貸住宅の家賃補助交付戸数は、毎年度予算の定める額に相当する戸数とする。

（家賃補助の交付申請）

第6条 家賃補助資格決定者は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める書類を、初年度については家賃補助資格決定通知書を受領した日の翌月の月末までに、翌年度以降については毎年6月末までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 初年度 民間賃貸住宅家賃補助交付申請書（別記様式第3号。以下「交付申請書」という。）
- (2) 翌年度以降
 - ア 交付申請書
 - イ 補助対象者及び同居する全ての者が記載された住民票
 - ウ 前年中に収入があった補助対象者及び同居する全ての者の所得証明書
 - エ 補助対象者及び同居する全ての者の市税等の完納証明書
 - オ その他市長が必要と認める書類

（家賃補助の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該書類を審査し、民間賃貸住宅家賃補助交付決定通知書（別記様式第4号。以下「交付決定通

知書」という。)により家賃補助資格決定者に通知するものとする。

2 前項に規定する交付決定通知書をもって、規則第9条に規定する確定通知とみなす。

3 市長は、第1項の申請があったときに家賃補助資格決定者又は同居する者に市税等のほか現に居住する住宅の家賃に滞納があるときは、補助金を交付しないものとする。

(家賃補助の額)

第8条 家賃補助の月額、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 住宅手当を受けていない場合 16,500円。ただし、その月の家賃が16,500円を下回るときは、当該家賃の額

(2) 住宅手当(月額16,500円未満)を受けている場合

ア 家賃が16,500円以上の場合、16,500円から住宅手当を控除した額

イ 家賃が16,500円未満の場合、家賃から住宅手当を控除した額

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(家賃補助の期間)

第9条 家賃補助の期間は、家賃補助資格決定通知書の家賃補助開始年度を含む2年度末月までとし、最長24月までとする。

2 補助期間内に資格要件を欠くことになった場合及び家賃に滞納があった場合は、事実の発生した月以後家賃補助は行わないものとする。また、第3条第1号の収入基準を超えた場合は、その年度以後の家賃補助は行わないものとする。

3 補助対象者及び同居する全ての者が退去したときは、家賃支払い月以降の家賃補助は行わない。ただし、新しい賃貸住宅に入居し、第3条の要件を満たす場合は、この限りでない。

(家賃補助の交付請求)

第10条 家賃補助資格決定者は、第7条第1項の交付決定通知書の写し並びに民間賃貸住宅家賃補助交付請求書(別記様式第5号)及び家賃支払い証明書(別記様式第6号)を4月分から6月分までについては7月15日までに、7月分から9月分までについては10月15日までに、10月分から12月分までについては1月15日までに、1月分から3月分までについては4月15日までに、市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第11条 補助金の交付は年4回とし、8月、11月、2月及び5月に前3月分を交付するものとする。ただし、補助対象となる期間が3月分に満たないときは、当該

月数分を交付するものとする。

（賃貸借契約書等の提出義務）

第 12 条 家賃補助資格決定者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 家賃の金額に変更が生じた場合又は入居する賃貸住宅に変更があった場合、変更後の賃貸借契約書の写し
- (2) 住宅手当の額に変更が生じた場合（新たに住宅手当を受けることとなった場合を含む。） 変更後の住宅手当の額が分かる書類又はその写し

2 市長は、前項の書類が提出されたときは、当該書類を審査し、家賃補助の金額が変更となるときは、家賃補助資格決定通知書で当該家賃補助資格決定者に通知するものとする。

（家賃補助の承継）

第 13 条 民間賃貸住宅の家賃補助資格決定者が退去又は死亡した場合において、その退去時又は死亡時に同居していた者が引き続き当該民間賃貸住宅に入居を希望し、家賃補助を受けようとするときは、民間賃貸住宅家賃補助承継申請書（別記様式第 7 号）を市長に提出し承認を得なければならない。

2 家賃補助資格決定者が退去した場合の家賃補助の承継は、当該同居していた者が家賃補助資格決定者と当該民間賃貸住宅で、原則として半年以上同居していた場合に行うことができる。ただし、当該同居していた者が、家賃補助資格決定者と婚姻関係にあった場合（事実上婚姻と同様の関係にあった場合を含む。）はこの限りでない。

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、承継の要件を審査し、民間賃貸住宅家賃補助承継承認・不承認通知書（別記様式第 8 号）により通知するものとする。

（資格喪失届）

第 14 条 家賃補助資格決定者は、第 3 条各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、民間賃貸住宅家賃補助資格喪失届（別記様式第 9 号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（交付決定の取消し等）

第 15 条 家賃補助資格決定者及び同居する者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、家賃補助資格又は補助金の交付決定を取り消し、既に支払った補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付請求時に市税等のほか住宅の家賃に滞納があったとき。
- (2) 当該年度の家賃補助の基礎となる前年中の補助対象者及び同居する全ての者の収入の合計が第 3 条第 1 号の収入基準を超えたとき。
- (3) 生活保護法による扶助を受けたとき。

- (4) 会社又は事業者から住宅手当として月額16,500円（家賃が16,500円未満の場合にあっては、当該家賃の額）以上を受けたとき。
- (5) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を受けたとき。
- (6) 虚偽の申請があったとき。
- (7) 正当な理由なく関係書類の提出が遅れたとき。

2 市長は、前項の規定により家賃補助の交付を取り消すときは、民間賃貸住宅家賃補助交付決定取消通知書（別記様式第10号）により家賃補助資格決定者に通知する。

（その他）

第16条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成24年6月分の家賃にかかる補助金の交付請求は、第10条の規定にかかわらず、平成24年10月10日までに行わなければならないこととし、同補助金の交付は、第11条の規定にかかわらず、平成24年10月に行うものとする。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和12年3月分の支払い完了後、その効力を失う。ただし、第15条の規定の適用はこの限りではない。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行し、改正後の長岡京市民間賃貸住宅家賃補助交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行し、改正後の長岡京市民間賃貸住宅家賃補助交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の長岡京市民間賃貸住宅家賃補助交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、改正後の長岡京市民間賃貸住宅家賃補助交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金から適用する。

別記様式第1号(第4条関係)

民間賃貸住宅家賃補助資格及び補助申込書

年 月 日

長岡京市長 様

申請者 住所
氏名
生年月日 年 月 日
連絡先（電話） ー

次のとおり民間賃貸住宅家賃補助を申し込みます。なお、私は過去にこの家賃補助の交付を受けたことが（有ります・有りません）。

職業	勤務先		電話 ー			
	所在地					
入居している家族	続柄	ふりがな 氏 名	年齢	職業	年間所得金額	住宅手当の有無
	本人				円	有・無
					円	有・無
					円	有・無
					円	有・無
					円	有・無
住宅の状況	区分	種類	使用状況	畳数及び室数		
	1.借家	1.アパート	1.同居	4.5 畳間	室	
	2.親族からの間借	2.長屋建	2.单身	6 畳間	室	
	3.その他	3.1 戸建	3.その他	8 畳間	室	
		4.マンション		その他	室	
住宅の困窮状況（詳細に）						
受付番号						

別記様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

民間賃貸住宅家賃補助資格決定・変更通知書

次のとおり民間賃貸住宅家賃補助資格を決定・変更しましたので通知します。

現に入居する 民間賃貸住宅	所在地：	
	住宅名：	
家賃補助開始 月日	年 月 日から 年 月 日まで	
家賃の月額	当初 円	変更後 円
住宅手当の月額	当初 円	変更後 円
家賃補助の月額 (予定)	当初 円	変更後 円

この通知書は、家賃補助交付取消がない場合、2年間有効とする。

年 月 日

長岡京市長 様

申請者 住所
 氏名

民間賃貸住宅家賃補助交付申請書

長岡京市民間賃貸住宅家賃補助交付要綱第 6 条の規定により、家賃補助の
交付を申請します。

補助の名称	長岡京市民間賃貸住宅家賃補助		
交付対象期間	年 月分から 年 月分まで		
家賃の額	円/月		
会社等からの住宅手当の有無	有・無	有の場合	円/月 (A)
交付申請月額	円/月 (16,500円— (A))		
備考			

別記様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

民間賃貸住宅家賃補助交付決定通知書

次のとおり長岡京市民間賃貸住宅家賃補助を決定しましたので通知します。

1 入居する現民間賃貸住宅

所在地：

住宅名：

2 家賃補助開始月

年 月分から 年 月分まで

3 家賃補助額

月額 円

別記様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

請求者 住所
氏名

民間賃貸住宅家賃補助交付請求書

みだしのことについて、 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあり
ました家賃補助について、長岡京市民間賃貸住宅家賃補助交付要綱第 1 0 条の
規定により、家賃補助交付の請求をします。

交付決定番号	—
補助申請対象年度	年度分
補助事業の名称	長岡京市民間賃貸住宅家賃補助
本年度の交付申請期間	年 月 日～ 年 月 日
本年度交付請求額	円
本年度既に受領済の額	円
今回請求する額	円（ 月から 月まで）

別記様式第6号（第10条関係）

家賃支払い証明書

長岡京市民間賃貸住宅家賃補助交付要綱に基づく下記の入居者について、家賃の支払い状況を長岡京市民間賃貸住宅家賃補助交付要綱第10条の規定により報告します。

1 家賃補助資格決定者

入居者（世帯主）氏名

住宅の所在地 長岡京市

2 家賃の納付状況（契約家賃）

年	月分	円	納付済・未納
年	月分	円	納付済・未納
年	月分	円	納付済・未納
年	月分	円	納付済・未納
年	月分	円	納付済・未納
年	月分	円	納付済・未納

※家賃支払い証明として、これに代わる家賃支払台帳、領収書、口座振替の写し等も可能とする。

上記の支払い状況であることを証明します。

年 月 日

長岡京市長 様

賃貸人 住所
氏名

印

別記様式第7号（第13条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

申請者 住所
氏名

民間賃貸住宅家賃補助承継申請書

長岡京市民間賃貸住宅家賃補助交付要綱第13条の規定により、次のとおり家賃補助を承継したいので、承認の申請をします。

家賃補助承継対象住宅	住宅所在地	
	住 宅 名	
申請者との続柄	旧申請者氏名： 申請者との続柄：	
旧申請者の認定番号	—	
申請者がこの住宅に居住した時期	入居年月日： 年 月 日	
承継理由の生じた日	年 月 日	
承継した主な理由		

別記様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

民間賃貸住宅家賃補助承継承認・不承認通知書

みだしのことについて、 年 月 日付けの申請について、次の
とおり決定しましたので通知します。

1 承認する。

家賃補助承継対象住宅	住宅所在地	
	住宅名	
認 定 番 号	(旧申請人認定番号) ー	

2 承認しない。

不承認の理由	
--------	--

別記様式第 9 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

届出者 住所
 氏名

民間賃貸住宅家賃補助資格喪失届

長岡京市民間賃貸住宅家賃補助交付要綱第 1 4 条の規定により、家賃補助資格の喪失について次のとおり届け出ます。

交付決定番号	—
補助申請対象年度	年度 分から
補助事業の名称	長岡京市民間賃貸住宅家賃補助
喪失理由	

別記様式第 1 0 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

民間賃貸住宅家賃補助交付取消通知書

みだしのことについて、 年 月 日付け第 号で通知した家賃補助交付決定については、次の理由により家賃補助を取り消したので通知します。

補助の名称	長岡京市民間賃貸住宅家賃補助
認 定 番 号	—
取 消 期 間	年 月分から 年 月分まで
取 消 理 由	